# 知的財産分野における農林水産省と 経済産業省の連携について

About the cooperation of Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries and Ministry of Economy, Trade and Industry in the intellectual property field

経済産業省特許庁総務部総務課<sup>\*</sup>

**抄録** 地方農政局,地方経済産業局等を含め農林水産省と経済産業省は,地域における知的財産の「創造」,「保護」及び「活用」を更に促すため,密接かつ有機的に連携をとりつつ,各種施策を積極的に展開していく。

# 1. はじめに

平成19年10月30日(金),若林農林水産大臣と甘利経済産業大臣との間で、農林水産業では知的財産が付加価値の創造に重要な役割を担っており、両省が密接かつ有機的に協力・連携し、知的財産の創造、保護及び活用を更に促すことにより、地域経済の活性化に貢献していくため、下記のとおり知的財産分野に関して両省が連携して施策を進めていくべきとの認識で一致した。

# 2. 連携の内容

農林水産省は、知的財産の積極的・戦略的な活用は農林水産業・食品産業の国際競争力の強化や収益性向上等に向けた重要な政策課題であるとの認識の下、平成19年3月に「農林水産省知的財産戦略」を策定し、農林水産業・食品産業において、社会のニーズを汲んだ質の高い知的財産を創造し、それを適切に保護し、活用することにより、産業競争力を高め、地域を活性化することができるよう総合的な施策を推進してきている。

一方,経済産業省は,質の高い知的財産を生み 出す仕組みを整え,知的財産の創造,保護及び活 用という「知的創造サイクル」が拡大循環する環 境を整備するため、優れた技術を事業化のタイミングを逃さず権利化し、強力に保護することは勿論、先端技術の創造を促す制度のあり方の検討や、中小企業の知的財産活動の総合的支援、各地域における地域知的財産戦略本部の設置等の知的財産の活用に向けた環境の整備等を行ってきている。

今般,地域における知的財産の創造,保護及び活用を更に促すため,農林水産省と経済産業省は,以下の分野において,地方支分部局も含め,密接かつ有機的に連携をとりつつ,各種施策を積極的に展開していく。

- (1)農林水産関連の知的財産の保護・活用の 基盤づくりに関する連携
- (i) 地方農政局・地方経済産業局間の連携を通じた 相談機能の強化
- ①農林水産省は、農林水産分野における知的財産に関する相談に対する対応を強化するため、 全国の地方農政局等に知的財産・地域ブランド等に関する総合的な相談窓口を設置する。

<sup>\*</sup> Japan Patent Office, General Affairs Department, General Affairs Division, Ministry of Economy, Trade and Industry

- ②両省は、地方農政局等が特許、商標等に関する専門的な相談を受けた場合には、地方経済産業局、独立行政法人工業所有権情報・研修館(以下「情報・研修館」という。)、日本弁理士会本部や全国にある日本弁理士会支部等を紹介等するとともに、地方経済産業局等で受けた農林水産分野の相談については地方農政局、独立行政法人種苗管理センター等を紹介すること等により、相談者が迅速に問題解決できるような環境を整備する。
- ③両省は、相談に関する情報、対応方法に関する情報を相互に提供、共有することにより、 相談機能を強化する。

# (ii)普及啓発機能の強化

両省が各種セミナー,研究会等での協力,情報 共有を行うとともに,各地域において地方農政局 と地方経済産業局が地域の実情に応じたセミナー 等を共同で実施するなど,有機的に連携していく。

# (iii)知的財産に関する知識を有する人材の育成

農林水産分野において、知的財産に詳しい人材 を育成するため、以下のような連携を行う。

- ①農林水産省は、農林水産関係者の知的財産に 関する知識の修得のために研修を実施すると ともに、工業所有権制度の知識の習得のため に情報・研修館の研修を活用するよう促す。
- ②両省は、弁理士が農林水産業や食品産業関係の知的財産関係知識を習得する環境を整備するため、日本弁理士会への情報の伝達を円滑にし、日本弁理士会の行う研修を支援したり、 弁理士が農林水産関係の研修等を受講するよう促す。
- ③経済産業省は、製造業等における知的財産流 通に関する業務経験のある人材の活用等、知

的財産を活用する人材の育成のための研修ノウハウを、農林水産分野の知的財産人材育成のために提供する。

# (iv)知的財産関係の情報提供基盤の整備

農林水産省は、農林水産・食品分野における知的財産の活用等のための情報提供を実施するに当たって、情報・研修館が保有する特許流通データベース(図1参照)を活用する。経済産業省は、同データベース構築のノウハウ等を提供する。

# (2)諸外国における知的財産の保護強化に関する連携

# (i)知的財産分野における制度調和の推進

両省は、知的財産分野における制度調和を実現するため、各国政府との交渉状況等に係る情報共有や連携を強化する。

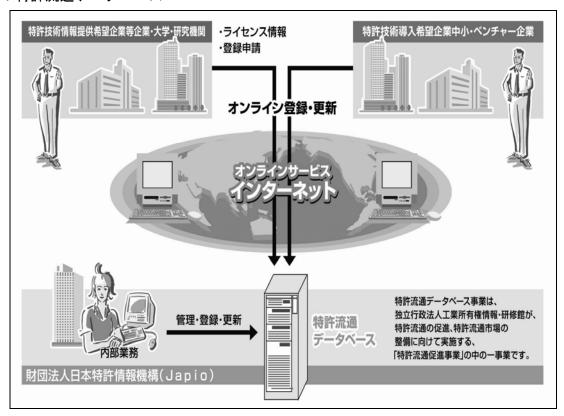
#### (ii) 模倣品問題の解決に向けた対応の強化

東アジアをはじめとする海外における模倣品問題に対応し、両省は、各国政府への要請や協力提案等における情報共有・連携を強化する。また、これまで両省が有している海外における知的財産制度、模倣品問題の実態等に関する情報共有を促進する。

### (iii)地域団体商標制度の活用に関する連携

農林水産省は、農林水産物や食品の地域ブランド化(図2参照)を推進するため、経済産業省の行う「地域団体商標制度」がより有効に活用されるよう、農林水産・食品産業関係者に対し当該制度の周知・普及を行う。

# 図1:特許流通データベース



# 図2:農林水産業・食品産業における地域団体商標の登録事例



# (iv)知的財産権制度に関する意見交換

両省は、農林水産物や食品の生産・流通実態に 合った知的財産の適切な保護が行われるよう、商 標権、育成者権等の知的財産権制度の出願、審査 等の仕組みや運用に関し情報交換等を行う。

# (v)連絡会議の開催

上記連携にともない,知的財産連携推進連絡会議(第1回)を開催。概要は以下のとおり。

開催日: 平成19年10月30日(火)

15 時 45 分~

場 所:経済産業省特許庁特別会議室

(特許庁庁舎 16 階北側)

出席者:(農林水産省)

吉田技術総括審議官

佐々木生産局審議官

(オブザーバー 独立行政法人種苗管

理センター)

野村理事長

(経済産業省)

肥塚特許庁長官

長尾特許庁総務部長

(オブザーバー 独立行政法人工業所

有権情報 · 研修館)

清水理事長

連絡会議では、農林水産省吉田技術総括審議官、 経済産業省肥塚特許庁長官の挨拶の後、両省の施 策の紹介があった。その後、連携に関するワーキ ンググループの設置について話し合われ、

- ①知的財産の保護・活用の基盤づくりに関する ワーキンググループ
- ②諸外国における知的財産の保護強化に関するワーキンググループ
- ③知的財産権制度に関するワーキンググループ

の設置が決められ,今後事務方でより具体的な連携の実現に向けて話し合われることとなった。

# 知的財産連携推進連絡会議(第1回)の様子



# (参考) 知的財産分野における農林水産省と経済産業省の連携について

地域における知的財産の「創造・保護・活用」を更に促すため、農林水産省と経済産業省は、知的財産分野において密接かつ有機的に連携をとりつつ、各種施策を積極的に展開していく。

# 経済産業省の施策

#### <相談から活用までのきめ細やかな施策強化>

- 〇 総合相談:各経済産業局特許室(20,000件/年以上), (独)工業所有権情報·研修館(約58,000件/年), 産業財 産権専門官(中小企業個別訪問:150社/半年)
- 専門家による個別無料相談:年間4,000回以上
- 知財駆け込み寺による相談取次(昨年度約2,800回)を 含め、地域の知財支援体制を整備
- 特許庁支援:料金の軽減(例:審査請求料約20→10万円),早期審査制度(審査順番待ち期間26→3ヶ月),審査請求前の技術調査を支援(3100件→9000件へと3倍増が目標。)
- ○支援人材育成:説明会・セミナー・実践研修。
- 特許流通アドバイザー((独)工業所有権情報・研修館): 今年度は106名を自治体・TLO・経済局に派遣。(H9からの累計の成約件数が、平成19年11月に1万件に達する。)
- 特許流通データベース((独)工業所有権情報・研修館):約50,000件のライセンス情報等をインターネットを通じて公開。

#### <アジア等における模倣品対策の強化>

- 〇「模倣品・海賊版拡散防止条約」(仮称)の早期実現。
- 先進国とのEPAにおける高いレベルの模倣品関連規定 の追及。
- ○模倣品被害の調査及びサポート。
- 官民合同模倣品対策ミッションの派遣。(中国)
- 消費者に対する普及啓発及び企業の模倣品対策に対する支援。
- 〇 国内での対策強化
  - ・特許庁と警察, 税関との連携 知財権侵害事件に関する特許庁への照会件数: 773件(06年)
  - ・水際での取締り強化 税関での輸入差止件数:約2万件(06年) 税関での輸入差止点数:約98万点(06年)

#### <地域ブランドの活用等の推進>

- 地方によるセミナー開催やマニュアル作成:地域ブランド 《必携》ガイドブック(北海道)等各地域知財戦略本部に よる実施。
- 地域団体商標の出願状況:780件 (平成19年12月末現在) 産品別出願内訳

農水産一次産品:364件 加工食品:93件 菓子:30件 麺類:31件 酒類:16件 工業製品:205件 温泉:32件 その他:10件

# (3)具体的成果について

知的財産分野における両省の連携について、具 体的な成果の実現に向けてワーキンググループで 両省の連携施策(案)

#### 第1 農林水産関連の知的財産の保護・活用の基盤づくり

#### <地方農政局・経済局の連携を通じた相談機能の連携強化>

○ 全国にある両省の地方局で、各々の専門分野を生かした相 互補完相談システムの構築。

#### <制度普及・啓発機能の強化>

- 各地域の実情にあわせたセミナー・無料相談会等を全国の 地方局で共催。
- 中小企業に対する審査請求前の技術調査支援(無料)を, 農林水産分野でも活用(3100件→9000件へと利用件数の3 倍増が目標。)。

#### <知的財産人材の育成>

- 製造業等における知的財産流通に関する業務経験のある人材(特許流通アドバイザーとして, これまでに約200名の企業等のOB人材を活用)等, 知的財産を活用する人材の育成のための研修ノウハウを, 農林水産分野の知的財産人材育成のために提供する。
- 弁理士が農林水産業や食品産業関係の知的財産関係知識 を習得するための環境を整備。

#### <特許流通データベースの活用等>

- 農林水産・食品分野における知的財産の活用のために特許 流通データベースを有効に活用した情報提供方策について、 共同で検討する。
- 地域をまたいだ特許流通の促進について両省連携して検討 (例:北海道と島根県「保冷力抜群の段ボール箱」)。

#### 第2 諸外国における知的財産の保護強化

#### <知的財産分野における制度調和の推進>

- 知的財産分野における制度調和を実現するため、各国政府 との交渉状況等に係る情報共有や連携強化。
- <模倣品問題の解決に向けた対応>
- 経済産業省が有するノウハウ、海外駐在員ネットワークを活用した模倣品対策への協力(北京等の駐在員ネットワーク、日中商標長官会合の活用。)。
- 〇 農林水産関係における模倣品被害の調査及びサポート。
- 各国政府への要請や協力提案等における情報共有·連携強化。
- 知的財産制度,模倣品問題の実態等に関する情報共有。

## 第3 地域団体商標制度の活用

○ 地域ブランドを普及させるためのセミナー等により、両省連携していく。

## 第4 両省連絡会議の設置

○ 知的財産分野における両省の連携を有機的に推進する ため、連絡会議を設置する。

検討を重ねた結果,平成19年12月に農林水産省が地域において農林水産分野の知的財産の保護, 創造・活用を促進することを目的に,地方農政局 及び沖縄総合事務局に、知的財産に関する相談窓口(表1参照)を設置し、これを受けて、経済産業省では地方経済産業局及び沖縄総合事務局の相談窓口(表2参照)と地方農政局の相談窓口との連携を通じ、知的財産に関する相談機能の強化を行った。具体的には、地方農政局等が特許・商標等に関する専門的な相談を受けた場合に地方経済

産業局等と連携し対応することとし、地方経済産業局等が農林水産分野の相談を受けた場合には地方農政局等と連携し対応することとしたことにより、相談者が迅速に問題を解決できる体制を構築した。また、これ以外にも地方農政局等と地方経済産業局が連携し、地域の実情にあわせたセミナー等を開催することなどが予定されている。

表1:各地方農政局等の相談窓口

農政局等の名称	連絡先	担当課室
東北農政局	〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎 TEL: 022-263-1111 (内 4080,4259) FAX: 022-217-2382	企画調整室
関東農政局	〒330-9722 さいたま市中央区新都心 2-1 TEL: 048-600-0600(内線 3304) FAX: 048-601-0533	生産経営流通部 農産課
北陸農政局	〒920-8566 金沢市広坂 2 丁目 2 番 60 号 金沢広坂合同庁舎 TEL: 076-263-2161 (内線 3216,3218) FAX: 076-232-4218	企画調整室
東海農政局	〒460-8516 名古屋市中区三の丸 1-2-2 TEL: 052-201-7271 (内線 2313,2325) FAX: 052-219-2673	企画調整室
近畿農政局	〒602-8054 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町 京都農林水産総合庁舎 TEL: 075-451-9161 (内線 2315,2317) FAX: 075-414-9030	生産経営流通部 農産課
中国四国農政局	〒700-8532 岡山市下石井 1 丁目 4 番 1 号 TEL: 086-224-4511 (内線 2114,2129) FAX: 086-235-8115	企画調整室
九州農政局	〒860-8527 熊本市二の丸1番2号 熊本合同庁舎 TEL:096-353-3561 (内線 4123,4115) FAX:096-311-5280	企画調整室

〒900-8530 沖縄県那覇市前島2丁目21番7号 TEL:098-866-0031 (内線380) FAX:098-860-1395

なお、北海道については、経済産業省北海道経済産業局等の関係機関・団体で構成する「北海道知的財産情報センター」(札幌市北区 7条西2丁目「北ビル」7階 TEL 011-747-1440) において知的財産に関する相談を受け付けている。

# 表 2: 各地方経済産業局等の相談窓口

を2:各地方経済産業局等の相談窓L 名 称	連絡先
北海道知的財産情報センター [北海道経済産業局特許室]	〒060-0807 札幌市北区北7条西2丁目 北ビル7階 TEL:011-747-1440 FAX:011-746-7359
東北経済産業局特許室	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-4-18 太陽生命仙台本町ビル 7 階 TEL:022-223-9730 FAX:022-262-5906
関東経済産業局 特許室	〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 TEL:048-600-0319 FAX:048-601-1303
中部経済産業局 特許室	〒460-0008 名古屋市中区栄 2-10-19 名古屋商工会議所ビルB2 階 TEL:052-223-6604 FAX:052-223-6524
近畿経済産業局特許室	〒543-0061 大阪市天王寺区伶人町 2-7 関西特許情報センター1 階 TEL:06-6772-5004 FAX:06-6772-5034
中国経済産業局特許室	〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 3 号館 1 階 TEL:082-224-5625 FAX:082-224-5646
四国経済産業局 特許室	〒761-0301 高松市林町 2217-15 香川産業頭脳化センタービル 2 階 TEL:087-869-3790 FAX:087-869-3790
九州知的財産戦略センター [九州経済産業局特許室]	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-6-23 博多駅前第 2 ビル 2 階 TEL:092-481-2468 FAX:092-481-2496
沖縄総合事務局 特許室	〒900-0016 那覇市前島 3-1-15 大同生命那覇ビル 5 階 TEL:098-867-3293 FAX:098-867-3286